

提言書「こども庁（仮）八策」

認定NPO法人フローレンス
前田 晃平

父親の視点でみつめたら、社会は別の場所だった

衝撃

娘が生まれて、育休を取得。「休暇」のつもりが、夫婦共々、精神的に追い込まれてしまう事態に

- 社会との繋がりがなかった新生児期。「孤育て」の恐怖
- 我が家も「リスク家庭」だった
- 子どもを守るための仕組みが、整っていない衝撃。大人都合の保育教育現場



子どもを真ん中に据え、社会全体で子どもと親を支える国を目指す！

現在、我が国では、多くの親子が苦境に立たされている。政府は手を打ち続けているが、解決しない。それは、日本の親子の課題が時代と共に劇的に変化していることが一因である。複雑化、重層化する家庭問題、地域のつながりの希薄化による孤独な子育て環境、少子高齢化による地域の社会資源格差があり、そして、子どもの人権は軽視され続けており、グローバルスタンダードから大きく出遅れた状況となっている。

これら諸課題を打開すべく、私たち認定 NPO 法人フローレンスは、こども庁(仮称)で実施すべき8つの政策「こども庁(仮)八策」を提言する。八策は、3つの原則の上に成り立つ。

1. 「子どもの権利」に基づく、包括的な子ども政策を実現する。
2. 暮らしている地域・家庭に関係なく、社会全体で子どもたちを支える。
3. あらゆる虐待・暴力から子どもたちを守る。

この八策を実施することにより、日本を「世界で最も子育てしやすい国」に変えたい。それが、私たち大人の責任である。

こども庁(仮)八策

第一策:ICTとアウトリーチで申請主義を打破

第二策:政策ラストワンマイル問題の解決！政策セカンドトラック制の実現

第三策:虐待を未然に防ぐ！リスク家庭支援サービス制度の導入

第四策:保育園を共働き家庭のものから、みんなのものへ

第五策:子どもたちをあらゆる暴力から守る仕組みを、全ての保育・教育現場に

第六策:ひとり親世帯を貧困から守る！養育費の支払いの義務化、立替制度の創設

第七策:未来を支える子どもたちのために財源と人員体制の確保を！こども基金の創設

第八策:子どもの権利を保障する法律の整備

第三策：虐待を未然に防ぐ！リスク家庭支援サービス制度の導入

課題

悲惨な虐待事件を未然に防ぐため、行政機関と民間支援団体が連携して全国のリスク家庭※に支援を届けること(アウトリーチ)が必要だが、現状殆どできていない。
その大きな要因の一つは、リスク家庭支援に関して、**補助事業しかなく、サービス制度が存在しないこと。**

補助事業：国の補助金を受け、地方自治体が主体となって行う公共事業。

- ・補助金交付申請・決定した地方自治体のみで実施される。
- ・原則単年度。
- ・補助事業の予算は、原則として国と地方の折半。

リスク家庭支援に関して、複数の補助事業があるが、

- ・国が事業を作っても、自治体が手挙げしないと、利用者に支援が届けられない。

ex)児童虐待防止等を目的とした「支援対象児童等見守り強化事業」の自治体導入率は約4%

- ・原則単年度で不安定。
- ・自治体による手挙げから支援まで時間がかかり、リスク家庭を迅速に支援できない。

一方、障害福祉、介護等に関してはサービス制度が存在するため、全国的かつほぼ永続的にサービス提供ができてい
る。サービス事業者は、運営する事業所が要件を満たせば、指定を受け、国・地方自治体から報酬を得てサービス提供
ができる。**リスク家庭支援に関しては、このようなサービス制度が存在しない。**

※リスク家庭：虐待のリスク要因(貧困、ひとり親、若年出産、子どもの障害、親の障害・疾病、乳幼児健康診査非受診等)がある家庭(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」参照)

補助事業	サービス制度
<p>国の補助金を受け、地方自治体が主体となって行う公共事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請・決定した地方自治体のみで実施される。 ・原則単年度。 ・補助事業の予算は、原則として国と地方の折半。 <p>《フロー》 国が地方自治体に事業実施要綱(実施者、事業内容等を示したもの)と補助金交付要綱(補助基準額等を示したもの)を発出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業を実施したい地方自治体が、 国に補助金交付申請書を提出(手挙げ)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国が交付決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地方自治体が自ら事業実施または事業者へ委託</p> <p>《補助事業の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象児童等見守り強化事業、児童の安全確認等のための体制強化事業 ・病児保育事業、一時預かり事業 	<p>サービスを必要とする人を社会全体で支えるために国が作る制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度内容については法令で定められ、全国的かつほぼ永続的にサービス提供できる。 ・国が公定価格(サービス報酬)を決定する。 ・サービス事業者が運営する事業所が要件を満たせば、指定を受け、国・地方自治体から報酬を得てサービス提供ができる。 ・サービス事業者は、地域のニーズや競合事業者を見ながら指定申請するため、市場原理が働く。 <p>《サービス制度の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度 ・障害福祉サービス制度

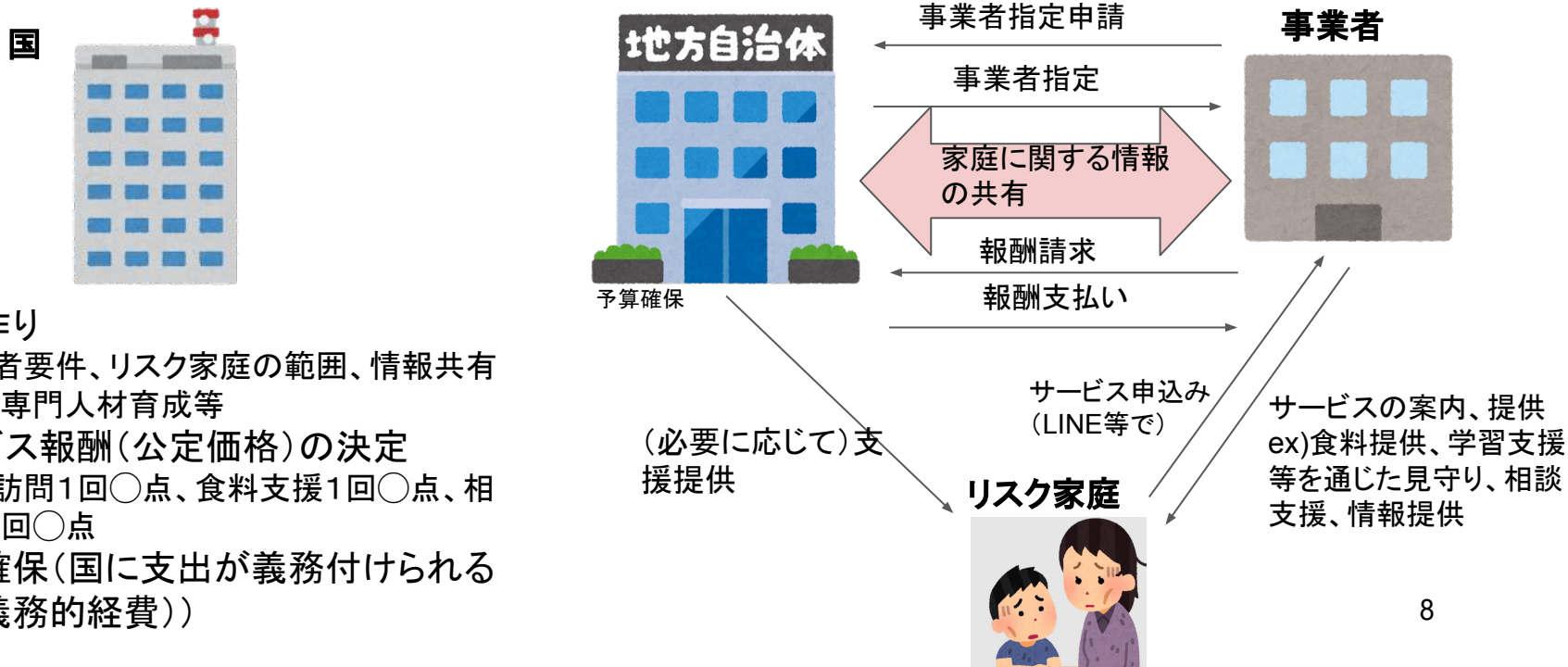
悲惨な虐待事件を未然に防ぐために、行政機関と事業者が連携して全国のリスク家庭に支援を届けること(アウトリーチ)が必要だが、現状殆どできていない。
その大きな要因の一つは、リスク家庭支援に関して、**補助事業**しかなく、**サービス制度**が存在しないこと。

	補助事業	サービス制度
児童虐待防止に関する課題	<p>現状、補助事業しかない。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国がリスク家庭支援のための事業を作っても、自治体の手挙げしないと、利用者に支援が届けられない。 ex)児童虐待防止等を目的とした「支援対象児童等見守り強化事業」の自治体導入率は約4% ・原則単年度で不安定。 ・自治体による手挙げから支援まで時間がかかり、リスク家庭を迅速に支援できない。 	<p>リスク家庭支援のためのサービス制度が存在しないため、全国に支援が広がらない。</p>

第三策：虐待を未然に防ぐ！リスク家庭支援サービス制度の導入

打ち手

虐待を未然に防ぐため、全国一律で、行政機関と事業者が連携し、リスク家庭を迅速に支援するため「リスク家庭支援サービス制度(仮)」を創設する。



第四策：保育園を共働き家庭のものから、みんなのものへ

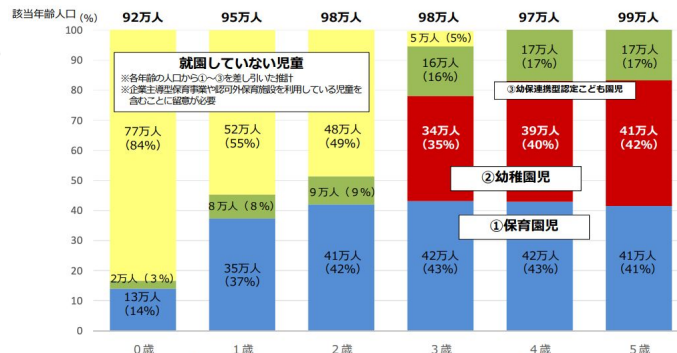
課題

子どもを保育園に預けたいニーズがあるのに、「保育の必要性認定」があり、できない。これが「孤育て」に繋がり、親にとって大きな負荷になっている。児童虐待等のリスクが高まっても、社会的な繋がりが無いから、誰も気付けない。

- 現行法上、専業主婦(夫)家庭や、労働時間が一定基準を満たさない保護者の場合、保育園の利用が困難(※1)。
- 例えば、就職活動に取り組みたい場合や、心身の病を抱えている場合でも、やはり上記のようなケースでは預けることができない。このため、主な育児従事者に、過度な負担がかかっている。
- 保育園にも幼稚園にも預けられず、社会と接点を持たない児童は多くいる3歳以上でも5万人(右図※2)。北里大学医学部可知先生の研究によれば**3歳以降の未就園世帯は、低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭や、発達や健康の問題(早産、先天性疾患)を抱えた子どもが多い傾向が明らか**。
- これら**「無園児」は、高い虐待リスクが指摘されている**が、誰もそのリスクに気づくことができない。
- また、待機児童問題が解決されつつある現在、特に小規模保育園など、定員割れの状態が出てきており、**経営が困難**になりつつある。

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和元年度)

令和3年4月23日
社会的養育等委員会資料
より改題等変更



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より、なお、各年齢の数は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数を合計し、2で割って算出したもの。
 ※給保連携型認定こども園の数は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より、
 ※幼稚園の数は令和元年度「幼稚園に関する調査」(令和元年10月1日現在)より、
 ※保育園の数は令和元年度の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より、なお、「保育園」には地方自治体認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業施設、4歳から5歳の年齢については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、認定型保育事業施設の利用者数にたして算出したもの。
 ※「累計未就園児数」は、該当年齢人口から給保園在園者数、保育園在園者数及び、給保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や民間型保育施設が利用可能な児童を含む。
 ※図表5.1の順により、合計が合わない場合がある。

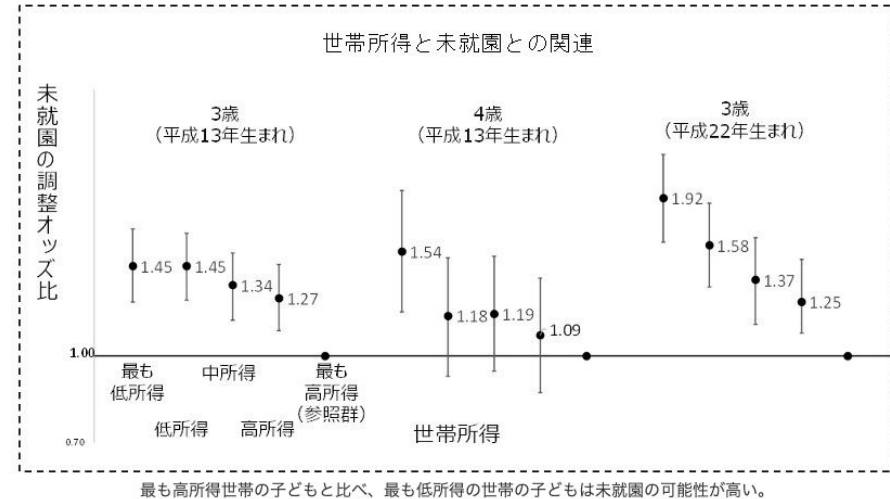
※1:子ども・子育て支援法第19条第1項第2号・第3号、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5
 ※2:厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会(第1回)」資料3 <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

第四策：保育園を共働き家庭のものから、みんなのものへ

打ち手

共働き家庭だけでなく、専業主婦家庭も含め、全ての家庭が保育園を利用できるようにする。週1日～6日まで、その家庭に合わせた頻度で利用を可能とする。

- **保育園や幼稚園は、子どもにとっては大きなセーフティネットとなりえる。**低所得世帯でも給食があることで栄養をカバーでき、また、不適切養育世帯ならば、虐待やネグレクトの兆候を、いち早く気づくことが可能。発達障害等の傾向も、毎日触れている専門職の先生が気づき、適切な療育や支援に繋ぐことができる。
- よって、全ての親子が保育園を利用できるようにし、セーフティネットの網の中に包摂されることを目指す。
- **利用者は、必ず週5通う、というわけではなく、週1日～6日まで、その家庭の事情に合わせた頻度で通園できるようにする。**
- これにより、保育園は**地域の親子の福祉拠点として、ポスト待機児童時代において、新しい存在意義を示すことができるようになる**



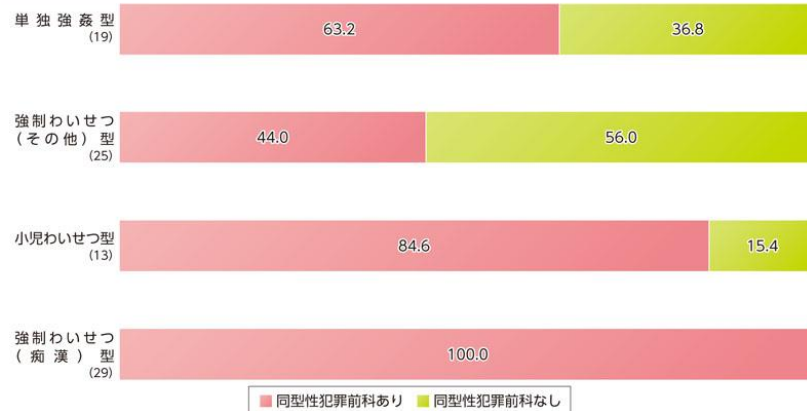
第五策：子どもたちをあらゆる暴力から守る仕組みを、全ての保育・教育現場に

課題

保育・教育現場で、指導的立場にいる大人から、その地位を利用した、子どもたちへの性犯罪が横行している。それを抑止する仕組みがない。

- 保育・教育現場で、指導的立場にあるものが児童に対してわいせつ行為を行った前科があるとしても、一定期間が経過すると、再び同じ職場で働くことができる。ベビーシッターや塾講師など、法律で資格制度が定められていない職種は、**いつでも復帰可能**。
- 法務省の調査によれば、**小児わいせつは性犯罪(刑法犯)の再犯率では最も高いものであり、極めて高い常習性も指摘されている**。小児わいせつの再入率(5年以内)は9.5%、小児強姦では5.9%(※1)
- この状況を打開するため、わいせつ教員を再び教壇に立たせまいとする立法が実現したが(※2)、**行政の縦割り**により、業種を跨いだ場合、性犯罪歴がある者の就労を防げていない。

6-4-5-10 図 性犯罪前科2回以上の者 同型性犯罪前科の有無別構成比 (類型別)



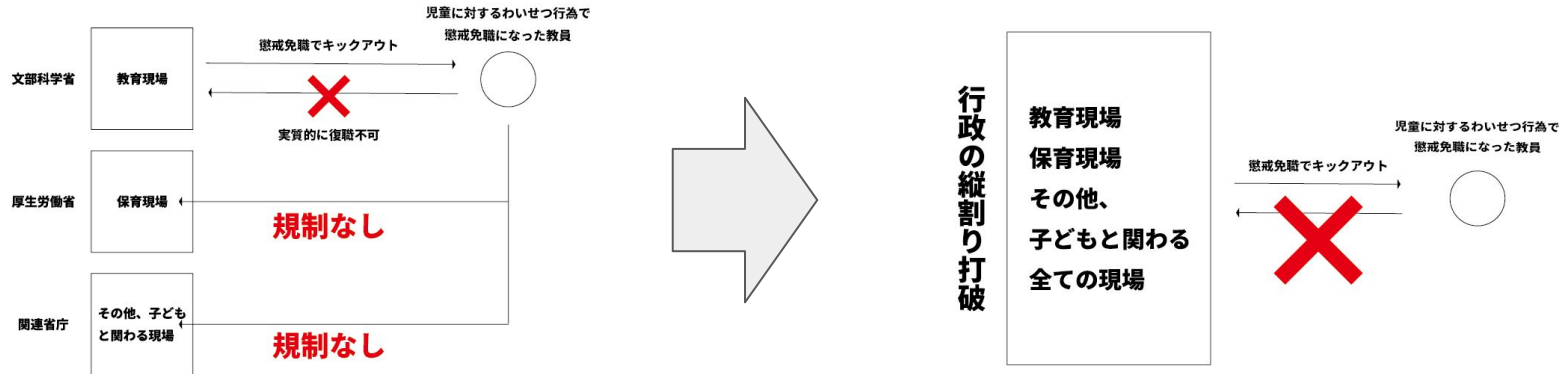
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 強制わいせつ型のうち、「強制わいせつ(痴漢)型」は、犯行態様が公共の乗り物内における痴漢行為のものをいい、「強制わいせつ(その他)型」は、強制わいせつ(痴漢)型以外のものをいう。
3 「同型性犯罪前科」は、調査対象事件中の性犯罪と同一の類型の性犯罪前科をいう。ただし、強制わいせつ(痴漢)型の同型性犯罪前科には、条例違反(痴漢)型を含む。
4 ()内は、実人員である。

第五策：子どもたちをあらゆる暴力から守る仕組みを、全ての保育・教育現場に

打ち手

日本版DBS^(※1)で、全ての保育・教育現場から小児性犯罪歴のある者の就労を防ぐ

- 業種に関わらず、諸外国の事例のように(※2)、子どもと一定時間関わるサービスを法的に定義し、そこに就業しようとする者には、過去に性犯罪歴がないことを証明する「無犯罪証明書」の提出を義務付ける。
- 上記を実現するため、全国民の性犯罪歴(その他、該当する犯罪)を一元的に管理するデータベースを設立。



※1: 英国の内務省が管轄するDBS (Disclosure and Barring Service)

※2: 英国の場合、「18歳未満の子どものみ1日2時間以上接するサービス」と定義されている

第五策 参考資料1: 日本版DBS対象候補施設及び職種例 鳥瞰図

学校教育法上の学校 及び、関連施設

学校教育法上の学校

- 各種教員
- 幼稚園教諭
- 非常勤講師

放課後子ども教室

- 学習アドバイザー
- 安全管理員

児童福祉施設

学童保育

- 放課後児童支援員
- 学童保育指導員
- 学童補助員

放課後等デイサービス / 児童発達支援事業

- 児童発達支援管理責任者
- 児童指導員

保育園 / こども園

- 保育士
- 保育補助

児童館

- 児童厚生員

児童保護・ 養育・療育施設

- 医師
- 看護師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 家庭支援専門相談員
- 心理療法担当職員

親子・家庭支 援施設

- 社会福祉士
- 精神保健福祉士
- 保健師
- 公認心理師
- 臨床心理士
- 臨床発達心理士
- 児童指導員
- 児童相談員
- 児童心理司
- 児童福祉司
- 母子支援員

栄養士 / 調理員 / 用務員 / 事務スタッフ / 施設管理者 ※ボランティアを含む

ベビーシッター、その他、 訪問型保育事業

- ベビーシッター
- 訪問型病児保育スタッフ
- ファミリーサポート提供会員

児童に対して知識又は技能を習得さ せることを業として行うもの

- 塾講師 / 家庭教師
- スポーツインストラクター / 課外活動の指導員
- レジャー施設スタッフ

里親・養子縁組

- 養子縁組里親
- 養育里親

赤字

国家資格

黒字

国家資格ではない
(資格要件がないものを含
む)

第五策 参考資料2:各国の性犯罪者のデータベース登録期間

		イギリス	ドイツ	スウェーデン	オーストラリア	ニュージーランド
DBSに類似する制度の加害者の犯歴情報保持期間	児童に対するわいせつ行為・性犯罪等の、犯歴保持期間	無期限	20年	10年	無期限	無期限
	注釈	犯罪種別ごとにレコードが保持される期間は異なるが、猥褻な行為、子どもに対する精神的、または身体的障害を伴う犯罪などは「特定の犯罪」に分類され、無期限になっている	犯罪種別ごとにレコードが保持される期間は異なるが、子どもの保護に特に関連のある特定の犯罪の前科については、拡張された善行証明書(拡張犯歴証明書)が必要となり、この場合は20年	現在の制度として情報保持期間は過去10年とされているが、 議会が性犯罪で有罪判決を受けた者が児童専門職に雇用されることを禁止するということを政府に提案している。 (2020年時点)	州によって法制度は若干異なるが、子どもと関わる仕事に就く場合は例外なく無期限となっている	児童労働者の安全確認と児童保護方針(保健省)。労働力制限により、無期限に存続と記載
DBSに類似する制度		DBS	拡張犯歴証明書(ein erweitertes Führungszeugn)	犯罪歴証明書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ●National Police Check(NPC) ●Working with Children Chexk(児童に関わる仕事をする人は州ごとの制度に準ずる。ただし、雇用主によっては、NPCの提出が求められる場合がある) 	安全性調査(Safety checks)
根拠法 Legal basis		犯罪者更生法(the Rehabilitation of Offenders Act 1974)	社会法典第8編(児童・青少年支援) (Sozialgesetzbuch Aches Buch: Kinderund Jugendhilfe) 連邦中央登録簿法 (Bundeszentralregistergesetz : BZRG)	子どもと働く者の登録管理法(Lag (2013:852) om registerkontroll av personer som ska arbeta med barn)	「使用済み有罪判決」法 spent convictions legislation	2014年児童法(Children's Act)

第一策：ICTとアウトリーチで申請主義を打破

課題①

- 既存の子育て支援は、家庭が自ら助けを求めて行政機関や地域の民間団体まで出向く必要がある「申請主義」。困っているにも関わらず、様々な事情で助けを求めることができない家庭には、支援が届けられない。
- 令和2年度補正予算に、こども宅食等を行う民間団体が家庭に出向くアウトリーチ活動を支援する「支援対象児童等見守り強化事業」がスタートしたが、自治体での導入が進んでおらず（導入率約4%）、行政と民間団体の連携もあまりできていない。

（参考）「こども宅食」を利用している家庭の地域支援の利用率

「こども宅食」の利用者の多くが地域の支援を利用していないorしたことがないことがわかった。

※こども宅食：困窮家庭に食料を配送しつつ、家庭を見守り、必要に応じて支援につなげるサービス。

自治体の
相談窓口
37%

自治体・民間の
子育てひろば
27%

こども食堂
21%

フードバンク
17%

役所が嫌い！

困っていることを
人に知られたくない

窓口に行く
時間がない...

支援を受けるなんて
恥ずかしい

第一策：ICTとアウトリーチで申請主義を打破

打ち手①

官民連携のアウトリーチ型こども・家庭支援事業の拡充

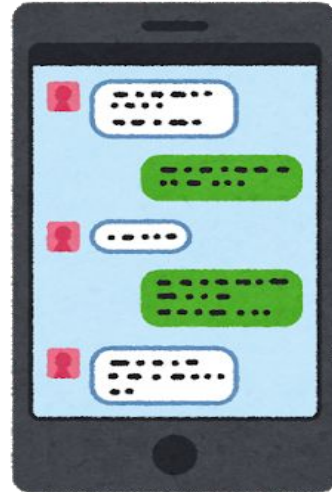
- 利用者からの申請を待つのではなく、行政・地域の民間団体の側から必要な支援を困っている家庭に直接届けるサービス(アウトリーチ)を広げる。
- 行政と民間団体が連携してアウトリーチ事業を実施する(必要な情報共有を含む)。
- 支援者は、対面だけではなく、メッセージアプリ等を活用して家庭とコミュニケーションをとり、定期的に家庭の状況を把握し、必要な相談や支援につなぐ(デジタルソーシャルワーク)。



宅食届きました！ありがとうございます。子どもも大喜びです。

最近寒いですね。ところで、XXIについて聞いても良いですか？

今日とはとても疲れました。実はXXXでとても悩んでいて…。



無事に届いてよかったです！ぜひお子さんと楽しんでください。

寒いですね><暖かくお過ごしください。XXIについて、ぜひご質問ください。

お仕事お疲れさまです。XXXIに関するイベントがお近くであるようなのですが、ご興味ありますか？



支援者
(ソーシャルワーカー)

第一策：ICTとアウトリーチで申請主義を打破

課題②

- リスク家庭※1の状況は、居住している自治体しか把握できないので、転居した際、転居先の自治体への情報共有が十分されないと、必要な支援が家庭に届かず、虐待リスクが高まる。
- リスク家庭の状況が、税務、生活保護、保育等の分野ごとにバラバラにアナログ管理されている自治体では、リスク家庭への適当な支援ができない。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について ※2」

- 家庭の転居により、当該家庭に関する情報の共有が地方公共団体間で十分になされず、適切な支援が行われぬまま死亡に至った事例が複数確認されており、転居時の十分な引き継ぎや、転居情報をもれなく把握できる仕組みづくりは非常に重要である。
- 転居により家族の孤立、それまでの社会的支援が途絶えること等が生じ、虐待のリスクが高まっていると判断されるべき。

※1 リスク家庭：虐待のリスク要因（貧困、ひとり親、若年出産、子どもの障害、親の障害・疾病、乳幼児健康診査非受診等）がある家庭（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」参照）

※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による第 15次報告（令和元年8月）

第一策：ICTとアウトリーチで申請主義を打破

打ち手②

「こどもデータベース」を構築！

全国の子育て家庭の状況をデータベース化し、どこに住んでいても適切な支援を届けられるようにする。



こどもデータベース

- 「こどもデータベース」には、全国の子育て家庭の住民記録、税務、保健衛生、生活保護、障害福祉、幼児教育・保育、行政等が行った支援内容等を継続的に記録。
- 国、自治体、関係機関が閲覧できるようにする。
- 個人情報適切に保護されるように、ルール作りもする。

⇒支援の必要な子ども、家庭に対し、途切れなくアウトリーチ型・伴走型の支援を実現

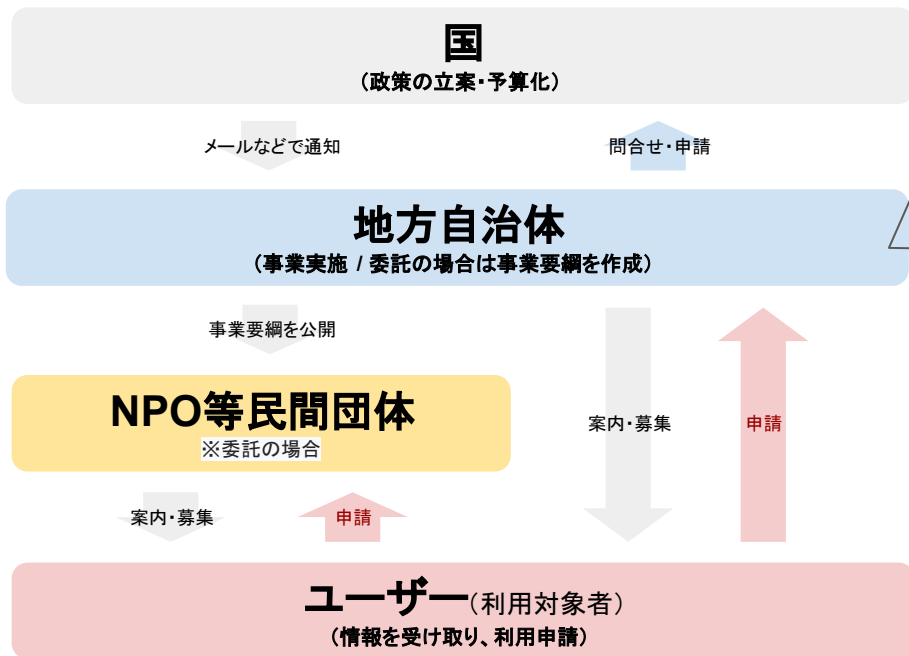
第二策：政策ラストワンマイル問題の解決！政策セカンドトラック制の実現

課題

- 国が政策を作っても、自治体の手挙げしないと、支援を必要とする人々に届かない(いわゆる「政策ラストワンマイル問題」)。

ex)児童虐待防止等を目的とした「支援対象児童等見守り強化事業」の自治体導入率は約4%

【通常の政策の流れ】



自治体の認知・理解・キャパ不足

- ・国からの通知が自治体担当者まで届いていないか、届いても目を通して理解する余裕がない。
 - ・新規事業を導入するための業務(国への申請、事業要綱の作成等)を行う余裕がない。
- ※コロナ対応等で昨年からのキャパがさらに不足している。

課題

自治体が政策のボトルネックになってしまい、地域でニーズが高くて始まらない。

第二策：政策ラストワンマイル問題の解決！政策セカンドトラック制の実現

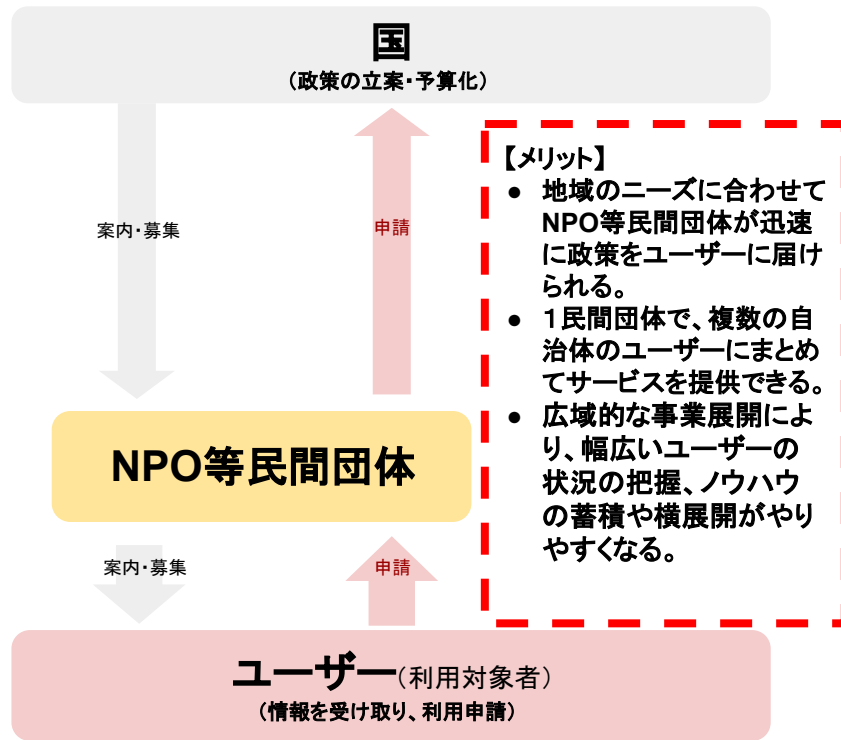
打ち手

自治体を介さず、政策をユーザーに届けられる「政策セカンドトラック」を導入

【通常の政策の流れ＝政策ファーストトラック】



【自治体を介さない政策の流れ＝政策セカンドトラック】



第六策：ひとり親世帯を貧困から守る！ 養育費の支払いの義務化、立替制度の創設

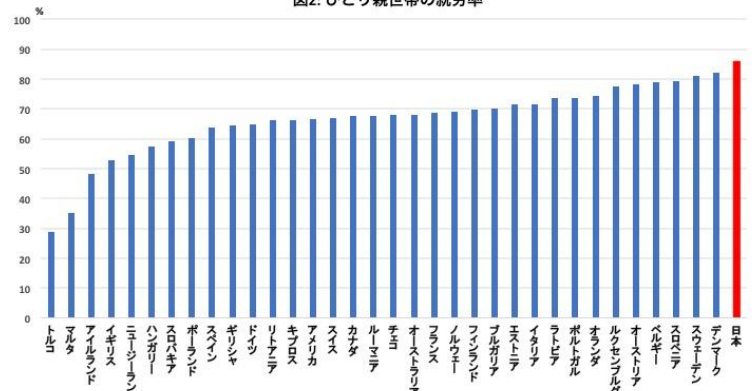
課題

日本のひとり親世帯の半数以上が貧困状態。

その一因が、離別した夫からの養育費不払い。

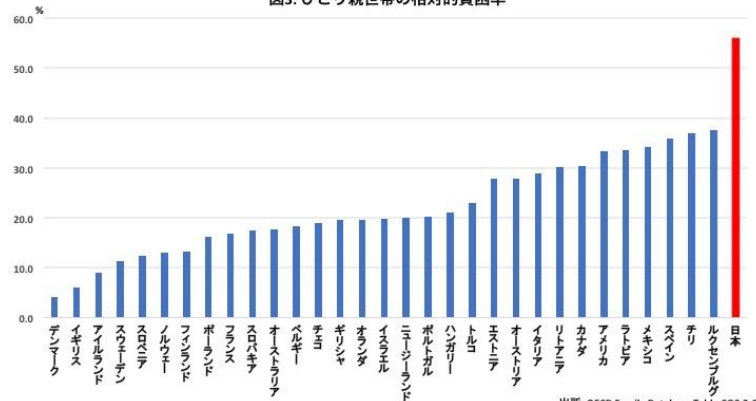
- 日本のひとり親世帯の就労率は、OECD諸国の中でも最も高いにもかかわらず、**ひとり親世帯の貧困率は最も高い** (右上下図 ※1)。原因のひとつは、離別したパートナーから、養育費が適切に支払われていないこと。
- 年間20万組超の夫婦が離婚する中、**養育費を継続して受け取れている母子世帯は、わずか24.3%** (※2)
- 2020年4月1日の改正民事執行法で、養育費不払いに対する罰則の強化がなされたが、養育費の支払いを求める手続きが煩雑であることや、そのための弁護士費用がネックとなり、未だ不払いが横行している。

図2: ひとり親世帯の就労率



出所: OECD Family Database Table LMF1.3.A

図3: ひとり親世帯の相対的貧困率



出所: OECD Family Database Table CO2.2.C

※1: OECD, Family Database table

※2: 厚生労働省『全国ひとり親世帯等調査』(平成28年度) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188168.pdf>

打ち手

養育費支払いの義務化。国が一時的に不払い分の養育費を立替え、後に、代理で取り立てを行う

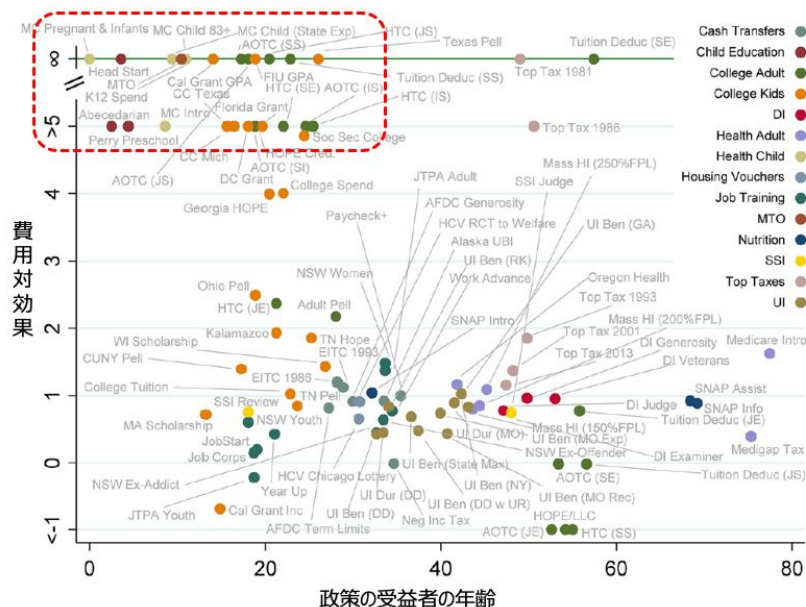
- 養育費の支払いを義務化し、ひとり親、子どもの貧困を防ぐ。
- 韓国をはじめ、諸外国が実践しているように、**養育費が支払われなかった場合、国が立替払いをした上で、支払いをしなかった親に対して取り立てを行う。**
- 国内では、兵庫県明石市(※)に実例がある。
- 相談から支援まで、ワンストップサービスの司令塔となる組織(養育費専門部署)をこども庁内に創設する。



第七策：未来を支える子どもたちのために財源と人員体制の確保を！こども基金の創設

課題

- 日本は、親子のための投資が他の先進諸国と比べて非常に少ない。これまであげてきたような施策も、財源がなければ絵に描いた餅になってしまう。
 - 本提言書の各種政策を行うための十分な人員体制が整っていない。
-
- 過去50年の米国の公共政策を評価した最新の論文 ※によれば、**子どもたちの教育面と健康面に対する直接投資が一番費用対効果が高い**（将来、その子どもたちが大きくなったときに税金を多く払い、社会保障費も減るため、投資した額を回収できる）。
 - にもかかわらず、日本は、他の先進国と比べて、**家族関連支出が対GDP比でみて、極めて少ない**。
 - 高齢者向けの支出や他の行政需要への対応により、親子のために投資する財源は乏しく、継続的に確保することは困難。



第七策：未来を支える子どもたちのために財源と人員体制の確保を！こども基金の創設

打ち手

- 史上最大の子どものための基金、**10兆円こども基金**を創設
- 人員体制の整備

10兆円規模の基金を創設

- 令和3年度に創立された10兆円規模の大学ファンドのスキームを参考にしつつ、運用益(利回りは3%を見込む)を親子のための政策実現のために活用する。
- 財源は、大学ファンドと同様に政府出資と、財政融資基金、そして、国債によってまかなう。
- これにより、少子化による若年層の有権者の激減や、他の行政需要の変化などに左右されず、中長期的な視点から、未来のために投資することが可能になる。

十分な人員体制の整備

- 本提言書の政策等を実現していくために、十分な人員体制の整備が必要。

第八策：子どもの権利を保障する法律の整備

課題

- 日本は、国連の「児童の権利に関する条約」(児童権利条約)を批准していながら、本条約が要請する、子どもを「権利の主体」とする包括的な法律が未整備なまま。
※児童福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等では、児童権利条約に言及しているが、子どもの福祉や貧困分野に限定されている。
- 親の権利ばかりが過剰に擁護され、児童虐待の現場等でも、必要に応じて家庭に踏み込めない現状を作り出している。



国連子どもの権利委員会は、日本に対して、以下のことを勧告している(2019年3月)※。

- **子どもの権利に関する包括的な法律**を制定し、既存の法律を児童権利条約の規定に完全に調和させるための措置を取ること。
- **子どもの権利が守られているかモニタリング**し、子どもからの苦情を受け付け、調査する **政府から独立した機関を設置**すること。

※“Concluding observations on the combined fourth and fifth periodic reports of Japan”
(Committee on the Rights of the Child, United Nations, 5 March 2019)

打ち手

「子どもの権利」を保障する法律を整備し、モニタリング機関も設置

- 「子ども基本法」の制定

憲法や児童権利条約に規定されている「子どもの権利」を包括的に保障する法律を制定し、子どもをいかなる権利侵害からも守れるようにする。

※子どもの権利：生きる権利・育つ権利、差別されない権利、保護・援助を受ける権利など

- 「子どもコミッショナー」の設置

子どもの権利が守られているかをモニタリングし、調査し、救済を行う、政府から独立した機関(子どもコミッショナー)を設置する。

※地方には存在するが、地方自治体から独立した機関ではない。また、国レベルでは存在しない。

- 民法の「親権」を「親責任」に改定

親権を振りかざして子どもの権利が侵害されることのないよう、親が有するのは「親権」ではなく、子どもを養育し、保護する責任「親責任」とする。児童権利条約でも「親責任」の概念を採用しており、日本の民法においても、「親権」ではなく「親責任」とする。